

公立大学法人秋田公立美術大学工事事務規程

平成25年4月1日

規程第89号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学会計規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第76号。以下「会計規程」という。）の規定に基づき、公立大学法人秋田公立美術大学（以下「法人」という。）が執行する工事について必要な事項を定めるものとする。

(工事の執行方法)

第2条 工事の執行方法は、請負とする。

(契約責任者)

第3条 法人における工事の契約事務は、事務局長を契約責任者とする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 工事契約の相手方（以下「契約者」という。）は、契約を締結したことによって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、書面により契約責任者の承認を求めることができる。

- (1) 債権を譲渡しようとするとき。
- (2) 契約者が死亡し、又は契約者としての資格を喪失した場合において、承継人又は当該契約者が継続して契約を履行しようとするとき。

2 前項ただし書の規定による承認の申請が次の各号に掲げる場合において、契約責任者は、承認するとともにその承認事項を申請者に通知しなければならない。

- (1) 契約履行について紛争がないとき。
- (2) 所定の期限内に工事の完成が可能と認められたとき。
- (3) その他契約の義務に違反する事実がないとき。

(下請負届)

第5条 契約者は、工事の全部もしくはその主たる部分又は他の部分から

独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 契約責任者は、契約者が工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合において必要と認めるときは、下請負人の名称その他必要な事項を記載した下請負届を直ちに提出させるものとする。

3 契約責任者は、前項の届出による下請負人が工事の施行について、不相当であると認めるときは、変更させることができる。

(工事の着工等)

第6条 契約者は、契約締結後10日以内に工事の工程表を作成し、契約責任者に提出しなければならない。

2 契約者は、契約締結後10日以内に工事に着手するとともに、着手届を契約責任者に提出しなければならない。

3 契約者は、設計図書に基づいて、所定の期限内に工事を完成させなければならない。

(契約者の使用者責任)

第7条 契約者は、その使用者の行為に関し一切の責任を負わなければならない。

(特許権等の使用)

第8条 工事の施行にあたり、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施行方法等を使用するときは、契約者は、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、設計図書にその工事材料、施行方法等を指定した場合において、特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、契約者がその存在を知らなかった場合は、契約責任者は、契約者に対しその使用について要した費用を支払うものとする。

(工事監督者)

第9条 契約責任者は、工事の施行について会計規程第38条第1項に規定する監督を行わせるため、工事監督者を命じたときは、その氏名を契約者に通知するものとする。

- 2 工事監督者は、次の各号に掲げる事項を処理しなければならない。
 - (1) 工事の施行に立ち会い、又は必要な監督をし、および契約者の現場代理人に対して指示を与えること。
 - (2) 設計図書に基づいて、監督に必要な細部設計図もしくは原寸図等を作成し、又は契約者の作成する細部設計図もしくは原寸図等を検査して承認を与えること。
 - (3) 工事用材料および工作物の検査および試験を行うこと。
- 3 前項の規定に基づく工事監督者の指示又は承認は、原則として書面をもって行わなければならない。
(現場代理人等)

第10条 契約者は、次の各号に掲げる者を定めて書面で契約責任者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
 - (2) 工事現場における工事の施行の技術上の管理をつかさどる主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に規定する主任技術者又は同法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）
 - (3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 前項第1号の現場代理人は、主任技術者又は専門技術者を兼ねることができる。
 - 3 契約者又は現場代理人は、工事現場に常駐し、工事監督者の監督又は指示に従い、工事現場の取締りその他工事に関する一切の事項を処理しなければならない。
 - 4 工事監督者は、現場代理人、主任技術者および使用人又は労務者について、工事の施行又は管理につき不相当と認められる者があるときは、その事由を明示して契約者に対してその交代を求めることができる。
(工事関係者に関する措置請求)

第11条 契約責任者は、現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務

を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、契約者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 契約責任者又は工事監督者は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他契約者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、契約者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 契約者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に契約責任者に通知しなければならない。
- 4 契約者は、工事監督者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、契約責任者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 契約責任者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に契約者に通知しなければならない。

（材料品等の検査）

第12条 工事に使用する材料で、設計図書にその品質、品名等が明示されていない場合は、それぞれ中等の品質以上のものとする。

- 2 契約者は、設計図書において工事監督者の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、契約者の負担とする。
- 3 工事監督者は、契約者から前項の規定による検査を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 4 契約者は、第2項の検査の結果、不合格と決定された材料については、工事監督者の指示に従って遅滞なく引き取らなければならない。
- 5 契約者は、工事監督者の承認を受けなければ工事現場に搬入した検査

済の材料を持ち出すことはできない。

(材料品の調合等)

第13条 契約者は、設計図書において工事監督者の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 契約者は、設計図書において工事監督者の立会いの上施行するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施行しなければならない。

3 工事監督者は、契約者から前2項の規定による立会い又は見本検査を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(貸与品および支給材料)

第14条 契約責任者から契約者への貸与品および支給材料の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所および引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 契約者は、貸与品又は支給材料を受領したときは、遅滞なく契約責任者に借用証書又は受領書を提出しなければならない。

3 工事監督者は、貸与品又は支給材料につき、契約者の立会いのもとに検査しなければならない。この場合において、その品質又は規格等が使用に適当でないと認めるときは、契約者は、その旨を書面で契約責任者に通知しなければならない。

4 契約者は、使用済の貸与品又は工事の完成もしくは変更によって不用となった支給材料があるときは、直ちに契約責任者に返還しなければならない。

5 契約者は、貸与品および支給材料を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

6 契約者の故意又は過失によって、貸与品又は支給材料が滅失し、もしくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、契約責任者の指定した期間内に代品を納め、もしくは原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務)

第15条 契約者は、工事の施行が設計図書に適合しない場合において、工事監督者からその改造の要求があったときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が契約責任者の責に帰すべき事由によるときは、契約責任者は必要に応じ工期又は契約金額を変更しなければならない。

(条件変更等)

第16条 契約者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに工事監督者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 設計図書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

(2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、契約者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、契約者が立会いに応じない場合には、契約者の立会いを得ずに行うことができる。

3 契約責任者は、契約者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を契約者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ契約者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項の事実が確認された場合において、必要が

あると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 契約責任者が行う。

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 契約責任者が行う。

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 契約責任者および契約者間において協議し、契約責任者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、契約責任者は、必要があると認められるときは工期もしくは請負代金額を変更し、又は契約者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(災害の臨機の措置)

第17条 契約者は、災害防止等のため特に必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合において、契約者は、そのとった措置について遅滞なく工事監督者に通知しなければならない。

3 工事監督者は、災害防止その他工事の施行上特に必要と認めたときは、契約者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において、契約者は、直ちにこれに応じなければならない。

4 契約者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、契約責任者がその費用を負担する。

(危険の負担)

第18条 契約者は、天災その他不可抗力によって工事の目的物についてその引渡し前に損害が生じたときは、その事実の発生後遅滞なくその状況を契約責任者に通知しなければならない。

2 契約責任者は、前項の通知を受けたときは、直ちに損害の調査を行い、

その状況を確認しなければならない。

- 3 第1項の損害のうち、契約者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものと認められるものを除いた部分については、契約責任者が約定によりこれを負担するものとする。

(工事の変更、中止等)

第19条 契約責任者は、必要があると認めるときは、工事の内容を変更し、又は工事を一時中止し、もしくは打ち切ることができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、双方協議の上、書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、請負代金額の変更見込額が当該請負代金額の10分の3を超える工事にあつては、現に施行中の工事と分離して施行することが著しく困難なものを除き、別途契約をするものとする。

- 3 第1項の場合において、契約者が著しい損害を受けたときは、契約責任者は、その損害を賠償する。

- 4 前項の賠償額は、契約責任者および契約者が双方協議の上、これを定める。

(工期の延長)

第20条 契約者は、天候不良その他契約者の責めに帰することのできない事由又は正当な事由により工期内に工事を完成することができないときは、契約責任者に対して遅滞なく、その事由を付した書面により、工期の延長を求めることができる。

(契約責任者の請求による工期の短縮等)

第21条 契約責任者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を契約者に請求することができる。

- 2 契約責任者は、契約書およびこの規程の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は契約者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第22条 工期の変更については、契約責任者および契約者間において協議し、定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、契約責任者が定め、契約者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、契約責任者が契約者の意見を聴いて定め、契約者に通知するものとする。ただし、契約責任者が工期の変更事由が生じた日（第20条の場合にあっては、契約責任者が工期変更の請求を受けた日、第21条第1項および第2項の場合にあっては、契約者が工期の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、契約者は、協議開始の日を定め、契約責任者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第23条 請負代金額の変更については、契約責任者および契約者間において協議し、定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、契約責任者が定め、契約者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、契約責任者が契約者の意見を聴いて定め、契約者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、契約者は、協議開始の日を定め、契約責任者に通知することができる。
- 3 契約書およびこの規程の規定により、契約者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に契約責任者が負担する必要な費用の額については、契約責任者および契約者間において協議し、定めるものとする。

(経済情勢の激変による請負代金額等の変更)

第24条 契約責任者又は契約者は、経済情勢の激変により請負代金額が著しく不相当となったときは、相手方に対して請負代金額又は工事内容の変更を求めることができる。

(検査および引渡し)

第25条 契約者は、工事が完成したときは、速やかに契約責任者に工事完成の届出をしなければならない。

- 2 契約責任者又は契約責任者が検査を行う者として定めた者（以下「検

査員」という。)は、前項の届出を受けたときは、速やかに検査を行い、当該検査に合格したものについては、直ちにその引渡しを受けるものとする。

3 前項の検査に合格しないときは、契約者は、契約責任者の指定する期間内に自己の負担においてこれを補修し、又は改造して契約責任者の再検査を受けなければならない。

4 第2項の規定は、前項の検査について準用する。

(完成部分の使用)

第26条 契約責任者は、工事の一部が完成した場合において、検査員に当該部分の検査を行わせ、当該検査に合格したものについては、その合格部分の全部又は一部を契約者の同意を得て、使用することができる。

2 必要があるときは、工事の未完成部分についても契約者の同意を得て、使用することができる。

3 前2項の場合において、契約責任者は、その使用部分について保管の責任を負い、その使用により契約者に損害をおよぼしたときは、その損害を賠償する。

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項もしくは第2項又は第19条第1項に規定する損害を除く。)については、契約者がその費用を負担する。ただし、その損害(保険等によりてん補された部分を除く。)のうち契約責任者の責に帰すべき事由により生じたものについては、契約責任者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、契約者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)のうち契約責任者の責に帰すべき事由により生じたものについては、契約責任者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を

及ぼしたときは、契約責任者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき契約者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、契約者が負担する。

- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、契約責任者契約者協力してその処理解決に当たるものとする。

(履行遅延の場合における損害金)

第29条 契約者の責めに帰すべき事由により所定の工期内に工事を完成することができないときは、契約責任者は、請負代金額から出来高部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.1パーセントの割合を乗じて計算した額の損害金を徴収する。

- 2 前項の損害金は、請負代金額の支払のときに控除し、なお不足があるときは、別に徴収する。

(瑕疵担保)

第30条 契約責任者は、工事の目的物に瑕疵があるときは、契約者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代えもしくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、契約責任者は、修補を請求することができない。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第25条第2項の規定による引渡しを受けた日から、木造の建物等の建設工事の場合には1年以内に、コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事および設備工事等の場合には2年以内に行わなければならない。ただし、請負者の故意もしくは重大な過失により瑕疵が生じた場合又は木造もしくはコンクリート造等の建物の建設工事（新築工事に限る。）で設計図書に定める建物の構造耐力上主要な部分もしくは雨水の浸入を防止する部分に瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）がある場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

- 3 契約責任者は、工事の目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに契約者に通知しな

ければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、契約者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 契約責任者は、工事の目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項の定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 第1項の規定は、工事の目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者もしくは監督職員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、契約者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(部分払)

第31条 工事の既済部分が10分の3以上のものについては、その10分の9を限度として約定により部分払をすることができる。

(契約責任者の解除権)

第32条 契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

(1) 契約者の責に帰すべき事由により期限内又は期限後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な事由なしに所定の着手期日を過ぎても着工しないとき。

(3) 建設業法の規定により許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。

(4) 前各号のほか、契約者が契約に違反し、契約の目的を達成することができないとき。

2 前項の規定により、契約を解除した場合において、工事の出来高部分で検査に合格したものは、法人の所有とし、その部分に対する契約金相当額を支払う。

(契約者の解除権)

第33条 契約者は、次の各号のいずれかに該当する事由のある場合は、契約を解除することができる。

(1) 第20条第1項の規定により工事を変更したため、契約金額が3分の

1 以下に減少したとき又は工事中止の期間が所定の工期の2分の1以上に達したとき。

(2) 契約責任者が契約に違反し、工事を完成することが不可能となったとき。

2 前項の規定により契約の解除をした場合は、前条第2項の規定を準用する。

(解除による物件等の引渡しおよび引取り)

第34条 契約を解除した場合において、契約者は、貸与品、支給材料等を契約責任者に返還し、契約者が引渡しを受けるべき物件があるときは、双方協議のうえ定めた期間内にこれを引き取らなければならない。

2 契約者が、前項の期間内に物件の引取りをしないときは、契約責任者は、その物件を処分する。この場合において、契約者は、この処分について異議を申し出ることができなるとともに、これに要した費用を負担しなければならない。

(異議の申出)

第35条 契約者は、工事監督者についてその監督又は指示が不相当と認められるときその他不当な行為があると認められるときは、その事由を明示した書面をもって、契約責任者に対してその旨を申し出ることができる。

2 契約責任者は、前項の申出を受理したときは、遅滞なく必要な措置を講じ、その旨を書面をもって通知する。

(紛争の解決)

第36条 契約履行について紛争を生じたときは、建設業法による建設工事紛争審査会のあっせん又は調停により解決するものとする。

2 前項の審査会があっせんもしくは調停をしないものとし、又はあっせんもしくは調停を打ち切った場合において、その旨の通知を受けたときは、その紛争を、建設業法による建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服するものとする。

(火災保険等)

第37条 契約責任者は、必要があると認めるときは、契約者に対して、工

事の目的物および支給した材料品等に火災保険その他の保険を付させることができる。

- 2 前項の保険の時期、期間、金額および保険会社については、双方協議のうえ、これを定めるものとし、契約者は、保険契約後、その証書を契約責任者に提示しなければならない。

(補則)

第38条 見積金額200万円未満の工事の施行については、次の各号に掲げる手続又は行為を省略することができる。

- (1) 工事の工程表の作成
- (2) 工事の着手届の提出
- (3) 現場代理人および主任技術者選任の届出

(委任)

第39条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。